

第102期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- 事業報告の「Ⅰ 会社の現況に関する事項」の
「主要な事業所」、「Ⅳ 会計監査人の状況」、
「Ⅴ 会社の体制及び方針」の
「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する
ことを確保するための体制その他業務の適正を確保す
るための体制及び当該体制の運用状況」及び
「2. 会社の支配に関する基本方針」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び
「個別注記表」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び
「連結注記表」

第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただく電子提供措置事項から上記の事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。



東映株式会社

I 会社の現況に関する事項

主要な事業所（2025年3月31日現在）

☐ **本社**

〒104-8108 東京都中央区銀座3丁目2番17号

電話 03 (3535) 4641（代表）

☐ **撮影所及びツークン研究所**

東京撮影所（東京都練馬区） 京都撮影所（京都市）

ツークン研究所（東京都練馬区）

☐ **支社**

西日本支社（大阪市）

☐ **映画劇場**

丸の内TOEI①

丸の内TOEI②（東京都中央区）

☐ **ホテル**

新潟東映ホテル（新潟市）・湯沢東映ホテル（新潟県南魚沼郡）・福岡東映ホテル（福岡市）

☐ **主な賃貸施設**

東映太秦映画村（京都市）・プラッツ大泉（東京都練馬区）・オズスタジオシティ（東京都練馬区）・渋谷東映プラザ（東京都渋谷区）・新宿三丁目イーストビル（東京都新宿区）・E-maビル（大阪市）・広島東映プラザ（広島市）

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

71百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

131百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受け、過年度における会計監査の職務遂行状況や報酬額の推移、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
- ② 「コンプライアンス規程」に基づき設置したコンプライアンス委員会を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
- ③ 「コンプライアンス規程」及び「東映グループホットライン規程」に基づき設置した「東映グループホットライン」の適切な運用をはかる。
- ④ 取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立した社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の選任・解任、取締役及び執行役員の報酬決定の手続きにおいて、客観性と透明性の確保をはかる。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき信頼性ある財務報告体制の整備、運用に取り組むが、その基本方針は次のとおりとする。

- ① 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
- ② 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
- ③ 真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 「リスクマネジメント規程」に基づき設置したリスクマネジメント委員会により、リスクの早期把握に努めるとともに、リスクに対し可能な限り最適な方法によって対処する。

- ③ 監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・提案を行う。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
 - ② 取締役社長及び役付取締役等で構成する常務会を原則として毎週開催し、適宜必要事項を審議する。
 - ③ 常務会の構成メンバーに常勤の取締役等を加えた経営会議を随時開催し、適宜必要事項を審議する。
- (6) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部コーポレート管理室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
 - ② 「東映コンプライアンス指針」を周知するとともに、各グループ会社においても、それぞれの事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じたコンプライアンス指針等を制定し、その周知及び遵守の徹底をはかる。
 - ③ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
 - ④ 東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。
 - ⑤ 法令等違反行為の早期発見及びそれへの早期対応のため、当社に「東映グループホットライン」を設置し、その業務を当社の経営組織から独立した外部の業者に委託するとともに、各グループ会社に関する通報も受け付ける窓口と位置づけて適切な運用をはかる。
 - ⑥ 「リスクマネジメント規程」に基づき設置したリスクマネジメント委員会により、各グループ会社においてもリスクの早期把握に努めるとともに、リスクに対し可能な限り最適な方法によって対処する。
 - ⑦ 各グループ会社は、「関係会社管理取扱規程」に基づき適切な内部統制環境を整備するとともに、各グループ会社の事業内容や規模、上場・非上場の別等を勘案して、当社に準じた管理体制を構築する。
 - ⑧ 各グループ会社は、業務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程に基づき、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
 - ⑨ 当社監査部は、「内部監査規程」に基づき、グループ会社においても内部監査を実施し、当社グループの業務の適正の確保のために助言・提案を行う。

(7) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査等委員会スタッフ

監査等委員会の要請に応じ、必要な員数等について監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人（監査等委員会スタッフ）を設置し、監査等委員会スタッフが監査等委員会から指示を受けた業務に関する指揮命令権は監査等委員会に属するものとする。

② 監査等委員会スタッフの独立性

監査等委員会スタッフの取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、監査等委員会スタッフの異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取扱いに関しては、監査等委員会と事前に協議して同意を得る。

(8) 監査等委員会への報告に関する体制

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査等委員会に報告する。

② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の要請があった場合は、監査等委員会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。

③ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を監査等委員会又はその指定する監査等委員に報告する。

④ 法務部法務・コンプライアンス室は、「東映グループホットライン」の運用状況について、定期的に監査等委員会又はその指定する監査等委員に報告する。

⑤ 「東映グループホットライン」への通報を行った者及び上記①乃至④の報告を行った者が、当該通報又は報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員会から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。

② 監査等委員がその職務の執行について生ずる必要な費用の処理又は前払い等を請求したときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(当該体制の運用状況)

① 「東映コンプライアンス指針」「コンプライアンス規程」「リスクマネジメント規程」を周知するなど、コンプライアンスの浸透、リスクマネジメントの強化に努めております。また、コンプライアンス、情報管理、ハラスメント防止等を目的として、

当社の全従業員に対し、eラーニングによる研修を実施しております。なお、当事業年度においては、コンプライアンス常任委員会を6回、リスクマネジメント常任委員会を1回開催し、コンプライアンス及びリスクマネジメントの推進について議論しております。

- ② 当社グループを対象とした外部の独立した通報窓口「東映グループホットライン」を設置し、法令等違反行為及びリスクの早期発見・対応に努めております。
- ③ 経営戦略部コーポレート管理室を中心に各グループ会社と連携するとともに、各グループ会社の取締役会の構成員として当社役職員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督をしております。なお、当事業年度において、東映グループ社長会議を2回開催し、意思疎通をはかりました。東映グループ監査役会については2回開催し、各グループ会社監査役と個々に意思疎通をはかりました。
- ④ 財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制基本規程」に基づき、監査部が財務報告内部統制整備運用状況の評価を行い、評価結果を取締役に報告をしております。
- ⑤ 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令や定款等に定められた事項や経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監督しております。なお、当事業年度においては、取締役会を13回開催しております。
- ⑥ 監査等委員会は、監査基本計画において、社内常勤監査等委員と社外の監査等委員の職務分担を定め、高度な情報収集力と強固な独立性とを組み合わせ、実効性の高い監査活動をしております。また、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部と連携し、監査の実効性向上をはかっております。当事業年度においては、監査等委員会を13回開催しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

- (1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年4月には「東映グループ企業理念」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンターテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンターテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とトゥーン研究所の一体運営や東映アニメーションとの連携を強化し

て、娯楽性豊かなコンテンツの提供をはかってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開や新規創出も含めて拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより東映太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファンクラブなどの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

加えて、質高く健全なエンターテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。

イ.創造力：コンテンツ(映像やイベント企画、キャラクター創出、顧客サービス向上のアイデアなど)を生み出すための源泉となる力に対する考え方

ロ.実現力：グループで培われたノウハウやインフラを最大限に活用して、創造の種を大きく実らせる力

ハ.行動力：生まれたコンテンツをあらゆるシーンで有効活用し、全世界へ発信していく力

3つの力を企画・製作・営業のみならず、あらゆる業務で発揮して、万人に幸福と夢の実現をもたらします。

当社グループは、今後も、上記の「東映グループ企業理念」に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実にも取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいり所存であります。

(2) 大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべ

きものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定できないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

（注１）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注２）「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

(3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、2007年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、3年ごとに6月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することにつき承認を得ております（以下、2022年の定時株主総会において承認された対応策を「本対応方針」といいます。）。

本対応方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買

付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催するべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

(4) 本対応方針の合理性について

本対応方針は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

① 株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応方針の有効期間は、2022年6月29日開催の第99期定時株主総会の終結後から2025年6月開催予定の2025年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）で構成される取締役会の決議によって本対応方針を廃止できることとされています。

さらに、本対応方針は、所定の場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様

のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応方針の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応方針は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

② 独立性の高い社外者の判断の重視

本対応方針において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。（当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地がないものとなっております。）

③ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。従って、本対応方針では、対抗措置として大規模買付者等に割り当てられた新株予約権を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

④ デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応方針を廃止する可能性があります。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期を1年とし、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応方針は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

⑤ 特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。ただし、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 固 定 資 産 圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
2024年4月1日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	873	49,729	53,529	△7,578	71,529
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮 積立金の取崩						△25	25	－		－
剰余金の配当							△1,739	△1,739		△1,739
当 期 純 利 益							4,219	4,219		4,219
自己株式の取得									△2	△2
株式給付信託によ る自己株式の処分									12	12
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△25	2,504	2,479	10	2,490
2025年3月31日残高	11,707	5,297	8,575	13,872	2,926	848	52,233	56,008	△7,567	74,019

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	18,601	11,449	30,051	101,580
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮 積立金の取崩				－
剰余金の配当				△1,739
当 期 純 利 益				4,219
自己株式の取得				△2
株式給付信託によ る自己株式の処分				12
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	11,322	△233	11,088	11,088
事業年度中の変動額合計	11,322	△233	11,088	13,578
2025年3月31日残高	29,923	11,216	41,139	115,159

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

計算書類作成のための基本となる事項の注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ただし、決算期末日前6ヵ月以内封切の劇場用映画に係る製品は、法人税法の規定により取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

ロ. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び 関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 固定資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、大規模の賃貸資産及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物、構築物 2～65年

機械及び装置 2～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

ニ. 役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく当社の取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く）及び上席執行役員（国内非居住者を除く）への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 映像事業

映像事業においては、主に映像作品の製作、配給及び版權許諾を行っております。

劇場用映画は原則として製作委員会方式で製作し、各種収益を獲得しております。各製作委員会は映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、劇場用映画の製作、配給及び版權許諾等の業務について各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

映像作品の製作について、製作委員会方式で当社が製作窓口会社となる場合は、製作委員会の各構成員に対して完成品の試写を行い、納品及び検収がなされた時点で支配が移転したと判断し、収益を認識しております。映像作品の製作に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

また、劇場用映画制作の一部請負またはテレビ映画等の制作請負も行っております。請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原

価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。制作請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には納品した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

配給は、主に映画興行会社に対して映像作品を劇場公開する権利を許諾しております。当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております。配給に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

著作権許諾は、当社が所有する映像作品に関するビデオグラム化権、テレビ放映権、映像配信権、商品化権等の各種権利を顧客に許諾（ライセンス供与）しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合または返還不要の最低保証金額を受受する場合は、原則として、契約における許諾開始日が到来するなど、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。顧客の売上に連動した一定の歩合に基づいてライセンス料が決定される場合は、顧客からの報告等に基づき、ライセンス料に関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。著作権許諾に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね1年以内に受領しております。

製作委員会方式で映像作品を製作する場合、製作委員会の幹事会社が作品権利の保管、各窓口会社からの収益の回収及び分配等の管理業務を行っております。当社が幹事会社を務める場合の当該管理業務は、代理人として取引を行っていると判断しております。なお、当社の役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

ロ. 催事業業

催事業業においては、主にキャラクターショーや文化催事の企画・運営を行っており、催事が終了した時点で収益を認識しております。また、関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。催事運営の取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

ハ. 不動産事業

不動産事業においては、主に不動産の賃貸及びホテルの経営を行っております。

不動産の賃貸は、商業施設等の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

ホテルの経営は、主に宿泊や宴会、レストランに係るサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。ホテルの経営における取引の対価は、概ね1か月以内に受領しております。

⑤ ヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債務については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息、外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

当社は金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

⑥ その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額

不動産事業※ 減損損失45百万円、固定資産5,568百万円

※当社が保有するテーマパークに関する固定資産について記載しております。

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 ① 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

(耐用年数の変更)

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、「東映会館(本社ビル)」再開発及び本社移転について決議しました。再開発及び本社移転に伴い利用見込みがなくなる固定資産については、移転予定日まで

の期間で減価償却が完了するよう耐用年数を短縮し、将来にわたり変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ484百万円減少しております。

5. 追加情報に関する注記

(業績連動型株式報酬制度)

連結注記表「5. 追加情報に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	47,609百万円
(2) 担保に供している資産	
建物	8,783百万円
土地	13,225百万円
投資有価証券	463百万円
関係会社株式	2,285百万円
計	24,757百万円
担保に供している資産に係る債務額	
1年内返済予定の長期借入金	3,000百万円
長期預り保証金	1,289百万円
計	4,289百万円
(3) 保証債務残高	
下記会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。	
東映ラボ・テック(株)	1,431百万円
(4) 関係会社に対する金銭債権債務	
関係会社に対する短期金銭債権	2,072百万円
関係会社に対する長期金銭債権	3,011百万円
関係会社に対する短期金銭債務	12,384百万円
関係会社に対する長期金銭債務	1,209百万円
(5) 土地の再評価	

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として、純資産の部に計上しております。

再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しており

再評価を行った年月日 2002年3月31日

ます。

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 5,083百万円

仕入高 8,156百万円

販売費及び一般管理費 3,539百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,494百万円

(2) 減損損失の内容

当事業年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

① 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失（百万円）
遊休資産	建設仮勘定	京都府	45
合計			45

② 減損損失の認識に至った経緯

工事計画見直しの意思決定に伴い将来の使用が見込めなくなった遊休資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失の内訳

種類	減損損失（百万円）
建設仮勘定	45
合計	45

④ 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、将来の使用見込みがなく売却が困難な資産について、回収可能価額を零として算定しております。

(3) 現物配当に伴う交換利益

当社の連結子会社である東映シーエム(株)が保有していた固定資産（ゴルフ会員権）を現物配当により当社へ移管した結果、当社が受け入れた固定資産の帳簿価額と、保有していた子会社株式の帳簿価額のうち、受け入れた固定資産と引き換えられたとみなされる額との差額を現物配当に伴う交換利益として特別利益に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 9,544,062株

（注）当事業年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式140,565株が含まれておりません。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	1,085百万円
減価償却超過額及び減損損失	1,077百万円
貸倒引当金	674百万円
資産除去債務	224百万円
賞与引当金	202百万円
役員株式給付引当金	81百万円
その他	574百万円

繰延税金資産小計 3,920百万円

評価性引当額 △1,208百万円

繰延税金資産合計 2,712百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△13,707百万円
固定資産圧縮積立金	△390百万円
その他	△61百万円

繰延税金負債合計 △14,160百万円

繰延税金資産（負債）の純額 △11,447百万円

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	資 本 金 (百万円)	事 業 の 内 容 又 は 職 業	議 決 権 等 の 所 有 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子 会 社	東映アニメーション㈱	2,867	アニメーション作品の製作・販売	直接 34.2 間接 6.8	アニメーション作品の制作委託等 資金の借入 役員の兼任	アニメーション作品の制作委託等 (注1)	2,832	買 掛 金	667
						借入の返済 借 入 (注2) (注3)	3,000 —	1年内返済予定の長期借入金	3,000
						利息の支払 (注2)	35	その他流動負債	—
子 会 社	東映ビデオ㈱	27	ビデオソフトの製作・販売	直接 37.8 間接 62.2	ビデオグラム化権の使用許諾等 資金の借入 役員の兼任	借入の返済 借 入 (注2)	3,700 3,700	短期借入金	3,700
						利息の支払 (注2)	22	その他流動負債	—
子 会 社	㈱東映テレビ・プロダクション	20	映 像 制 作	直接 100.0	映像作品の制作委託等 役員の兼任	テレビ映画制作の委託等 (注1)	3,417	買 掛 金	391
						制作費等の立替 立替金の回収	5,477 4,409	長期滞留債権 (注4)	2,499
関連会社の子会社	㈱テレビ朝日	100	放 送 事 業	—	テレビ番組の制作受託等 役員の兼任	テレビ番組の制作受託等 (注1)	3,760	売 掛 金	290

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 借入金利率の条件は、市場金利を勘案して決定しております。

(注3) 有価証券を担保に供しております。

(注4) 長期滞留債権に対し、当事業年度において263百万円の貸倒引当金繰入額を計上し、当事業年度末現在の貸倒引当金残高は1,172百万円となっております。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,790円96銭
1 株当たり当期純利益	65円62銭

(注) 2024年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

14. 企業結合等に関する注記

(共通支配下の取引等)

当社は、2024年1月22日開催の取締役会において、当社の営むパッケージ事業（以下「本事業」という。）を吸収分割により当社の連結子会社である東映ビデオ(株)に対し承継すること（以下「本会社分割」という。）を決議し、同日付で吸収分割契約を締結し、2024年4月1日付で本会社分割を実施しました。

(1) 取引の概要

① 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 パッケージ事業

事業の内容 DVD・ブルーレイディスクの販売等

② 企業結合日

2024年4月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を吸収分割会社、東映ビデオ(株)を吸収分割承継会社とする吸収分割

④ 結合後企業の名称

東映ビデオ(株)

⑤ その他取引の概要に関する事項

当社グループは『愛される「ものがたり」を全世界に』を使命とし、当社を中心とする安定的なグループ経営のもと、映像作品をはじめとする良質なエンターテインメントを全世界に提供し続けております。本会社分割により、両社経営資源を集約することで経営効率の向上を実現し、本事業の更なる発展を目的として本会社分割を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

① 追加取得した子会社株式の取得原価及び対価の種類毎の内訳

取得の対価	流動資産	3,421百万円
	<u>固定資産</u>	<u>0百万円</u>
	<u>資産合計</u>	<u>3,421百万円</u>
	流動負債	3,135百万円
	<u>固定負債</u>	<u>285百万円</u>
	<u>負債合計</u>	<u>3,421百万円</u>

取得原価 -百万円

② 当社が取得した子会社株式数及び算定根拠

イ. 株式の割当て

当社は、本会社分割の対価として、東映ビデオ(株)が新たに発行した普通株式642株を取得いたしました。

ロ. 割当株式数の算定根拠

本会社分割は、当社及び東映ビデオ(株)から独立した第三者機関に割当比率等の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上で決定しております。

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日 残 高	11,707	22,760	169,065	△11,594	191,937
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,739		△1,739
親会社株主に帰属する当期純利益			15,722		15,722
自 己 株 式 の 取 得				△2	△2
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分				12	12
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減		△0			△0
連結子会社株式の追加取得に よ る 持 分 の 増 減		118			118
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	118	13,982	10	14,112
2025年 3 月 31 日 残 高	11,707	22,878	183,047	△11,583	206,050

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計		
2024年4月1日残高	28,644	△5	11,449	2,469	1,954	44,512	79,780	316,230
連結会計年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当								△1,739
親会社株主に帰属する当期純利益								15,722
自 己 株 式 の 取 得								△2
株式給付信託による 自 己 株 式 の 処 分								12
連結子会社の自己株式 取得による持分の増減								△0
連結子会社株式の追加取得に よ る 持 分 の 増 減								118
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	12,795	△2	△233	551	967	14,078	9,901	23,979
連結会計年度中の変動額合計	12,795	△2	△233	551	967	14,078	9,901	38,092
2025年3月31日残高	41,439	△7	11,216	3,020	2,922	58,590	89,682	354,323

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 21社

主要な連結子会社の名称

東映アニメーション(株)、東映ビデオ(株)、(株)ティ・ジョイ

- ② 非連結子会社の数 10社

主要な非連結子会社の名称

東映音楽出版(株)

非連結子会社10社は、いずれも小規模会社であり合計の総資産、売上高、純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用している関連会社 1社

(株)テレビ朝日ホールディングス

- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称

東映音楽出版(株)

持分法を適用していない非連結子会社10社及び関連会社3社は、それぞれ純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち在外子会社であるTOEI ANIMATION PHILS.,INC.、TOEI ANIMATION ENTERPRISES LTD.、TOEI ANIMATION INCORPORATED、TOEI ANIMATION EUROPE S.A.S.及びTA KZ Film Kft.については、12月31日が決算日となっております。

なお、上記5社については、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 棚卸資産

商品及び製品・仕掛品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ただし、連結決算期末日前6ヵ月以内封切の劇場用映画に係る製品は、主として法人税法の規定により取得原価の15%を計上しております。

原材料及び貯蔵品

主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法

評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ハ. デリバティブ取引

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、大規模の賃貸資産、在外連結子会社及び1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～65年

機械装置及び運搬具 2～15年

工具、器具及び備品 2～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

二. 役員株式給付引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員株式交付規程に基づく取締役等（社外取締役及び国内非居住者等を除く）への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

イ. 映像関連事業

映像関連事業においては、主に映像作品の製作、配給及び版權許諾を行っております。

劇場用映画は原則として製作委員会方式で製作し、各種収益を獲得しております。各製作委員会は映像作品ビジネスに精通する複数の事業者から出資を募り、劇場用映画の製作、配給及び版權許諾等の業務について各事業者がそれぞれ得意とする事業領域において窓口業務を担うことによって、収益の最大化を図る目的で組成しております。

映像作品の製作について、製作委員会方式で当社グループが製作窓口会社となる場合は、製作委員会の各構成員に対して完成品の試写を行い、納品及び検収がなされた時点で支配が移転したと判断し、収益を認識しております。映像作品の製作に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

また、劇場用映画制作の一部請負またはテレビ映画等の制作請負も行っております。請負による映像作品の制作については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。制作請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には納品した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

配給は、主に映画興行会社に対して映像作品を劇場公開する権利を許諾しております。当該許諾料である配給収入は、映画興行会社の興行収入に一定割合を乗じた金額であり、映画興行会社が興行収入を認識した時点で映画興行会社から興行収入の報告を受け、収益を認識しております。配給に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

版權許諾は、当社グループが所有する映像作品に関するビデオグラム化権、テレビ放映権、映像配信権、商品化権等の各種権利を顧客に許諾（ライセンス供与）しております。このライセンスは使用権に該当するため、ライセンス料が一時金の場合または返還不要の最低保証金額を収受する場合は、原則として、契約における許諾開始日が到来するなど、顧客がライセンスからの便益を享受できるようになった時点で収益を認識しております。顧客の売上に連動した一定の歩合に基づいてライセンス料が決定される場合は、顧客からの報告等に基づき、ライセンス料に関する不確実性が解消された時点で収益を認識しております。版權許諾に関する取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね1年以内に受領

しております。

製作委員会方式で映像作品を製作する場合、製作委員会の幹事会社が作品権利の保管、各窓口会社からの収益の回収及び分配等の管理業務を行っております。当社グループが幹事会社を務める場合の当該管理業務は、代理人として取引を行っていると判断しております。なお、当社グループの役割が代理人に該当する取引については、純額で収益を認識しております。

ロ. 興行関連事業

興行関連事業においては、劇場運営を行っており、入場料である当日券、前売券等のチケットが劇場に着券した時点で、興行収入として収益を認識しております。また、劇場でのフード・ドリンク等の販売や映画関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。劇場運営における取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

ハ. 催事関連事業

催事関連事業においては、主にキャラクターショーや文化催事及び東映太秦映画村の企画・運営を行っており、催事が終了した時点または入場料である当日券、前売券等のチケットが着券した時点で、収益を認識しております。また、関連グッズの販売については、商品の引渡時点において収益を認識しております。催事運営の取引の対価は、収益を認識した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

二. 観光不動産事業

観光不動産事業においては、主に不動産の賃貸及びホテルの経営を行っております。

不動産の賃貸は、商業施設等の賃貸を行っており、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）に基づき、賃貸借契約期間にわたり収益を認識しております。

ホテルの経営は、主に宿泊や宴会、レストランに係るサービスを顧客に提供しており、顧客にサービスを提供した時点で収益を認識しております。ホテルの経営における取引の対価は、概ね1か月以内に受領しております。

ホ. 建築内装事業

建築内装事業においては、建築内装工事の請負を行っております。当該請負契約については、一定の期間にわたり充足される履行義務と判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。また、進捗度を合理的に見積もることが困難な場合は、原価回収基準を採用し、当該履行義務が発生する際に費用回収することが見込まれる金額を収益計上しております。建築内装工事の請負に関する取引の対価は、契約条件に従い、前受金として分割受領等したうえで、最終的には完成した時点から、概ね3か月以内に受領しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。また、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ 為替予約

ヘッジ対象 借入金の利息 外貨建金銭債務 外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

当社グループは、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的で行っております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

また、為替予約についても、リスク管理方針に従って為替予約の締結時に外貨建による同一金額で同一期日の予約をそれぞれ振当てているため、有効性の判定を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年度改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しておりました「長期預金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「長期預金」は12,000百万円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「出資金運用損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前連結会計年度の「出資金運用損」は22百万円であります。

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券評価損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。なお、前連結会計年度の

「投資有価証券評価損」は32百万円であります。

4. 会計上の見積りに関する注記

① 固定資産の減損

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

催事関連事業※ 減損損失45百万円、固定資産7,081百万円

※当社及び連結子会社の(株)東映京都スタジオが保有するテーマパークに関する固定資産について記載しております。

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行い、減損の兆候がある資産グループについて、回収可能価額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

催事関連事業に係る各資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しており、取締役会等で承認された事業予算及び事業計画に基づき見積もられた将来キャッシュ・フローを使用しております。当連結会計年度においては、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が、固定資産の帳簿価額を上回ったことから減損損失を認識しておりません。なお、一部の遊休資産は個別物件ごとにグルーピングを行い、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額）まで減額しております。

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画の基礎となるテーマパークの入場者数及び客単価等の予測を基礎としており、テーマパークの再開発に伴う設備や提供サービスのリニューアルによる客層の拡大及び客単価の向上を主要な仮定として織り込んでおります。

市況の変化等により主要な仮定に見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の減損損失に影響を及ぼす可能性があります。

② 製品、仕掛品の評価

イ. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

映像関連事業※ 棚卸資産評価損26百万円、製品109百万円、仕掛品8,281百万円

※連結子会社の東映アニメーション(株)の棚卸資産について記載しております。

ロ. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結子会社の東映アニメーション(株)は、主に劇場・テレビ向けの各種アニメ作品等の企画・製作・販売・著作権許諾等を行っております。各種アニメ作品等の製品、仕掛品の評価は、個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。主に劇場・テレビ向けの各種アニメ作品等の企画・製作に係る費用を製品、仕掛品に計上しており、作品ごとの製品、仕掛品の期末残高がそれぞれの正味売却価額を上回る場合に、その超過額について評価損を計上しております。

会計上の見積りにおいては、新規IPの劇場アニメ作品の興行収入予測及び映像配信権の許諾収益等の

二次利用での収益予測を主要な仮定としております。

市場の変化や、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化等があった場合には、翌連結会計年度の製品、仕掛品の評価額に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報に関する注記

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び上席執行役員（国内非居住者を除く。取締役及び上席執行役員を併せて「制度対象者」という。）を対象に、制度対象者の報酬と、当社業績及び株主価値と連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び株価の変動によるリターンとリスクを株主と共有することを主たる目的として、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

なお、2025年5月14日開催の取締役会において、本制度を継続し、信託期間を3年間延長することを決議しております。

(1) 取引の概要

本制度は、2023年3月31日で終了する連結会計年度から2025年3月31日で終了する連結会計年度までの3連結会計年度を対象として、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は530百万円であり、株式数は140千株であります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	64,063百万円
(2) 担保に供している資産	
預金	81百万円
建物	8,783百万円
土地	13,225百万円
投資有価証券	10,662百万円
計	32,753百万円

担保に供している資産に係る債務額

長期預り保証金 1,289百万円

その他

41百万円

計

1,330百万円

(3) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき合理的な調整を行い算出しております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普 通 株 式	14,768,909株	59,075,636	－	73,844,545株

(変動事由の概要)

増加の要因は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことによるものであります。

(2) 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普 通 株 式	2,387,214株	9,549,308株	3,405株	11,933,117株

(注) 当連結会計年度末の自己株式には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が140,565株含まれております。

(変動事由の概要)

増加の主な要因は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施したことによるものであります。

減少の要因は、退任取締役等へのBIP信託が保有する当社株式の給付等による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年 6 月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	1,353百万円	105円	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日
2024年11月14日 取 締 役 会	普通株式	386百万円	6円	2024年 9 月30日	2024年12月 2 日

- (注) 1. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金3百万円が含まれております。
2. 2024年6月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額105円には、特別配当75円が含まれております。
3. 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、2024年3月31日を基準とする配当につきましては、株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。
4. 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	773百万円	12円	2025年3月31日	2025年6月30日

- (注) 1. 2025年6月27日定時株主総会決議による1株当たり配当額12円には、特別配当6円が含まれております。
2. 2025年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、主に銀行等金融機関からの借入及び社債発行により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理の規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延等のおそれが生じた場合には、営業部門と連絡を取り、速やかに適切な処理をとるようにしております。

有価証券及び投資有価証券のうち株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体企業の財務状況を把握し

ております。また債券は、元本が保証されるか、若しくは格付けの高い債券のみを対象としているため信用リスクは僅少であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金の使途は主に運転資金であり、長期借入金の使途は主に設備投資にかかる資金であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引及び通貨金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑦ 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

また、デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた社内規程に従って行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額 (※1)	時 価 (※1)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	92	91	△0
その他有価証券	75,336	75,336	－
関連会社株式	73,372	52,623	△20,748
(2) 長期預金	30,500	30,237	△262
(3) 長期借入金 (※2)	(17,210)	(17,117)	△92
(4) デリバティブ取引 (※3)	(3)	(3)	－

(※1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び民法上の組合等に対する出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
市場価格のない株式等 (※1)	1,656
組合等に対する出資金 (※2)	439

(※1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合等に対する出資金は主に民法上の組合に対するものであります。これらは「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項の取り扱いを適用し、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券				
国債	9	－	－	9
株式	75,326	－	－	75,326
資産計	75,336	－	－	75,336
デリバティブ取引				
通貨関連	－	3	－	3
負債計	－	3	－	3

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	91	－	91
関連会社株式				
株式	52,623	－	－	52,623
長期預金	－	30,237	－	30,237
資産計	52,623	30,329	－	82,953
長期借入金	－	17,117	－	17,117
負債計	－	17,117	－	17,117

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、国債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び日本国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している海外国債及び社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル２の時価に分類しております。

長期預金

長期預金の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約及び通貨金利スワップのデリバティブ部分の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のテナントビル等（土地を含む。）を有しております。2025年３月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は2,550百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
44,686	2,133	46,819	76,193

(注１) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注２) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産評価に基づく金額、その他の物件は「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(注３) 開発中の賃貸等不動産（連結貸借対照表計上額1,952百万円）については、時価を把握することが極め

て困難であるため、上表には含めておりません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績の評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、取り扱うサービスの観点から事業を区分し、各事業部門が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社グループは事業別のセグメントから構成されており、「映像関連事業」、「興行関連事業」、「催事関連事業」、「観光不動産事業」及び「建築内装事業」の5つを報告セグメントとしております。

また、サービス別に分解した収益とセグメント売上高との関連は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	映像関連 事業	興行関連 事業	催事関連 事業	観光不動産 事業	建築内装 事業	
主要なサービス						
劇場用映画の 製作配給関連	4,137	—	—	—	—	4,137
テレビ映画の 製作配給関連	10,082	—	—	—	—	10,082
映像コンテンツの 版權許諾	98,435	—	—	—	—	98,435
直営劇場・シネコ ンの経営	—	18,966	—	—	—	18,966
催事・娯楽施設の 運営	—	—	11,203	—	—	11,203
建築内装工事の 請負	—	—	—	—	8,890	8,890
その他	21,368	—	—	2,302	—	23,670
顧客との契約から 生じる収益	134,024	18,966	11,203	2,302	8,890	175,386
その他の収益	—	—	—	4,536	—	4,536
外部顧客への売上高	134,024	18,966	11,203	6,838	8,890	179,922

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	38,361
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	41,202
契約資産(期首残高)	578
契約資産(期末残高)	2,684
契約負債(期首残高)	5,259
契約負債(期末残高)	5,029

契約資産は、映像作品の制作請負及び建築内装工事の請負契約において、未請求の映像作品の制作及び建築内装工事に係る対価に対する当社グループの権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に、映像関連事業において、支配移転時に収益を認識する映像作品の製作について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金及び建築内装事業において、一定期間にわたり収益を認識する建築内装工事について、請負契約に基づき顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,725百万円であります。

当連結会計年度において、契約資産が2,106百万円増加した主な理由は、前述の未請求の映像作品の制作及び建築内装工事に係る取引による増加であります。また、契約負債が229百万円減少した主な理由は、前述の建築内装工事に係る取引による減少であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、映像作品の製作に関する契約及び建築内装工事の請負契約等に係る残存履行義務に配分した取引価格は、概ね1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

なお、その他の残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、著作権許諾に関する契約のうち売上高又は使用量に基づくロイヤリティについては、注記の対象に含めておりません。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,274円51銭
1株当たり当期純利益	253円96銭

(注) 2024年4月1日付で、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。

12. その他の注記

減損損失の内容

当連結会計年度において、以下の資産グループにおいて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産

用途	種類	場所	減損損失(百万円)
遊休資産	建設仮勘定	京都府	45
ゲームアプリ事業用資産	無形固定資産	東京都	167
合計			213

(2) 減損損失の認識に至った経緯

工事計画見直しの意思決定に伴い将来の使用が見込めなくなった遊休資産、市況の悪化等により収益力の低下しているゲームアプリ事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 減損損失の内訳

種類	減損損失(百万円)
建設仮勘定	45
無形固定資産	167
合計	213

(4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、将来の使用見込みがなく売却が困難な資産について、回収可能価額を零として算定しております。ゲームアプリ事業用資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込めないことから、回収可能価額を零として算定しております。

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。